

住民監査請求書
(岩手県職員措置請求)

岩手県監査委員殿

1. 請求の趣旨

岩手県知事に対して、がれき広域処理に関してO企業(=「応用地質(株)」甲1)に委託した災害がれきの推計量の計測に疑義があり、契約に基づく違法もしくは不当な公金の支出に対し、地方自治法第242条の第1項に基づき住民監査を行い、当該行為を差し止め、当該契約金の返還を求め、かつ実態の基づく推計量に基づき、がれき広域化量を算定することを求める。

2. 請求の理由

(1) 事実経過

1) 岩手県は、県内被災市町村から事務委託を受けた災害廃棄物を、県内及び広域処理するに当たり、「応用地質(株)」(甲1)と「岩手県災害等廃棄物処理事業に係わる施行監理業務」委託契約(甲2)を結び、災害がれき推計量の計測を業務委託してきた。

2) 一方岩手県は、「応用地質(株)」(甲1)による測量データに基づきがれきの広域化必要量を環境省に報告し、環境省はそれを発表してきたが、その発表データは、発表のたびに削減されるという経過があった。

3) 再三にわたって削減された岩手県の広域化必要量

① 最初の削減

環境省のがれきの見直し(2012年5月21日)以降も、岩手県の広域化必要量は、再三にわたって下方修正されて来た。

環境省の担当部署であるリサイクル対策部が「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」(H24年5月21日)(甲3)で発表した広域化予定量は、約2か月後に発表された「工程表」(甲第4)では、大きく下方修正された。

特徴的には次のとおりである。

富山県←山田町：5万トンから1万800トンに。

大阪市←宮古地区：18万トンから3.6万トンに。

静岡県←山田町&大槌町：7, 7万トンから2, 35万トン

埼玉県←野田村：5万トンから1万トン

秋田県←野田村：5万トンから1万トン

各自治体とも2か月で2割から3割に減っている。減ったのが2~3割でも問題になるのが、減ったのが7~8割である。計画そのものの見直しに入らなければならない減り方である。しかし岩手県も環境省もその点については、説明さえしていない。

② 埼玉県への岩手県野田村からの広域がれき量は減って終息した。

埼玉県 HP（甲 5）によると野田村からのがれきは、昨年 9 月 6 日から持ち込まれ、上述したように約 1 万トン进行处理する予定が、次のように発表されている。

「平成 24 年 9 月 6 日から平成 25 年度までの 2 年を予定していましたが、岩手県野田村周辺の木くず量が当初見込みよりも大幅に減ったため、上記期間（平成 24 年 9 月 6 日から平成 24 年 12 月 25 日）で受け入れを終了しました。」

そしてこの間の受け入れ量は、試験焼却分を除き、1065 トンと言う発表であった。つまり契約開始時予定していた量の 10 分の 1 になったというのである。

環境省が、昨年 5 月に発表した数量から言うと約 50 分の 1 に減ったということである。

③ 岩手県（山田町・館山町）から静岡県への広域化も終息することが発表された。

今年 1 月 22 日、静岡新聞が岩手県から静岡県に持ち込まれる予定のがれきも予定の木屑が減り、今年度で終息することを報道した。この点を 1 月 24 日岩手県に確かめると事実として認めた。岩手県の発表としてここでも当初の 77000 トンから 23,000 トンそして 35,000 トンと処理予定量が減っている。

4) 測定データの誤りは、誤差の範囲を超えている。

岩手県のがれきの広域化に関連する市町村のがれき量は、以上のように軒並み大幅に削減されている。一番特徴的な埼玉県の場合、埼玉県のホームページ(甲 5)では、土砂が付着した分を見誤った等という理由が述べられているが、もはや釈明できるレベルの問題ではない。半年で 50 分の 1、3 ヶ月弱で、量が 10 分の 1。がれきの広域化計画は、ざるで水をすくう様な実態であることが分かる。

(2) 請求の理由

岩手県は測定の特権メーカーである「応用地質(株)」(甲 1)に、がれきの推定量の測定を依頼しているが、その発表された測定値は、わずか半年の間に 30 倍から 50 倍、2 か月半の間に 10 倍から 7 倍も測定値が異なる発表が行われている。

当初から正確な測定がおこなわれていたならば、埼玉県、静岡県へのがれきの広域化は必要ないと判断されたはずである。また受け入れ自治体での無駄な受け入れ計画も必要なかった。

いずれにせよ、がれきの測定数値をこのように大幅に間違ったが故の税金の無駄遣いは見過ごすことができない。この原因を作ったのが「応用地質(株)」(甲 1)による測定データだとすれば、「応用地質(株)」(甲 1)との契約の成果物である「測定データ」は、契約金を支払うに値する「成果物」とはいえない。岩手県は「応用地質(株)」(甲 1)への契約金の支払いを止めるか、すでに支払いを行っていた時には、支払いの返還を求めるべきである。

また岩手県は、この「応用地質(株)」(甲 1)から発表された「がれきの処理量」(=処理しなければならないがれき量)のデータを下に、「県内で処理できるがれき量」を考え、大阪府、富山県、秋田県などに広域化処理する「広域化必要量」を計算して政策遂行している。この「広域化必要量」の見直しを行うことを求める。

書証一欄

甲1：「応用地質(株)」の会社概要(同社HPより)

甲2：「岩手県災害等廃棄物処理事業に係わる施行監理業務」委託契約

甲3：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」環境省リサイクル対策部（H24年5月21日）

甲4：災害廃棄物処理「工程表」環境省(2012年8月7日)

甲5：埼玉県HP「岩手県野田村からのがれき終了」(12年25日)(2012年12月26日)

岩手県監査委員殿

1. 請求の趣旨

岩手県知事に対し、違法な不当な公金の支出に対し、地方自治法第 242 条の第 1 項に基づき住民監査を行い、当該支出を中止する等を求める。

請求者

住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印